

平成26年度第2回市民自治推進委員会

開催日時 平成26年3月5日 10時から

開催場所 市役所402会議室

出席者

(委員) 中川委員、藤堂委員、澤井委員、野口委員、樋口委員、上田委員、津田委員、橋本委員
(事務局) 杉浦市民活動推進課長、八重市民活動推進課長補佐、坂谷市民活動推進センター所長
金子市民活動推進係長

欠席者

入口委員

案件1. 自治基本条例見直しについて

資料に基づき事務局説明

【中川委員長】 資料のスケジュールに沿っていきますと、4回委員会を開いて、個別条文調査を検討し、それぞれ意見をまとめていって、最終的に改正原案を作成して、パブリックコメントにかけるという流れですが、御意見いただきたいと思います。

【事務局】 条例は55条ありますが、例えば前文や、第55条は市民自治推進委員会の設置根拠を定めているものですので、見直し対象にならないかと思いますが、章ごとに分けると分かりやすいかと思います。

【中川委員長】 前文と市民自治推進委員会、9章の条例の見直しを外しますと、全8章なので、2章ずつ見ていくという感じですが、むしろ条文の数でいった方がいいかも知れません。それぞれポイントと思われるところもあるでしょうから、御意見いただきたいと思います。

【藤堂副委員長】 見直し方法ということに関しては、委員長、おっしゃるように、章ごとに見ると、条文の少ないところと多いところと、ばらつきがありますので、それを2章ずつとなると、作業的に大変かという気がしますので、ある程度均等になるようにしたいと思っています。でも、その中で、特に議論の必要がある章が含まれているところは、時間をとるということも必要かと思います。

【事務局】 資料の自治基本条例検証シート案に行政の主な取り組み状況等という列があります。あらかじめこちらの方で、庁内における取り組み状況調査した後、記載させていただき、委員各位に御意見をいただくという進め方だと考えております。

【中川委員長】 課題、問題点、改正する部分等というのは、後で委員が記入していくことになるのですね。

【事務局】 行政の主な取り組み状況等については、庁内で調査させていただき、記入したものを委員各位に送らせていただきますので、それを御覧になっていただき、社会情勢に合っているのか等の視点で見ていただくことになります。

【中川委員長】 ということは、大体15条程度ぐらい前もって送っていただいて、それを記入したものを持ち込んで議論しようということですね。だから、第1回目以前に、もう資料的には各委員に事前に配られているというのが望ましいですね。

【事務局】 本日、示させていただいた案でやっていくということになれば、庁内で調査をさせていただき、それを会議開催までにお送りさせていただき、意見があればお知らせいただき、それを取

り纏めて会議を開催したいと考えています。

【中川委員長】 そうしないと、その場で議論していたら時間が足りないです。ほかに御意見ありませんか。

【樋口委員】 庁内で調査して、シートに書いていただいたものを事前にいただくということですが、その内容についての質問について、やり取りしながら確認をしないといけない部分というのが出てくると思います。資料に、例示的に書いてますが、項目だけでなく、具体的に何をやっているかということがあればいいと思います。ただ、それが事前の記載されたものだけで読み取って、判断できるのかどうかというのは、少し不安なところがあるかとも思います。例えば、今回はこの範囲と決まれば、その前の委員会では、その部分をきっちり説明しておいてもらうということは、あってもいいのでないかと思います。

【中川委員長】 事務局どうでしょうか。相当労力がかかると思われますが。

【事務局】 条例の内容的に、非常にシビア、きついところはあるかと思います。

【中川委員長】 だとすれば、分からない人は事務局へ前もって問い合わせてもらって、個別に疑問は解消して臨んでもらうという方法でいかがでしょうか。会議では、皆で一緒に議論したほうがいい問題に限った方だと思うので、ちょっとこれ、よう分からんねんというやつは、個々の委員から質問すること、ありにしたらどうですか。事務局。

【事務局】 例えば関連する条例については、いつから施行ということことでお分かりいただけるかと思いますが、制度などの場合においては、その中身はなかなか表現だけでは分からない部分もあるかと思うので、指摘をいただければ、確認をさせていただきたいと思います。

【上田委員】 分け方に関しては、条文ごとの方が分かりいいと思いますが、考えていきたいというところは、1回というふうにされると、少ししんどいかと思いますので、そういうところは分けて、時間をかけてやりたいとは思いますが。ただ、やはり情報をいただかないとしんどいかと思います。事務局へ聞いたほうがいいのか、行政の取り組みについて判断をして、会議前に提出し、その中で委員から同じような疑問点が出ている分は共通課題として次のところで話し合いをした方がいいと思います。

【中川委員長】 今、樋口委員とやり取りしたことは、制度的にどうなってるのかという客観的事実の理解だけの話で、どうあるべきかということは含んでおらず、今後、どうあるべきかということは委員会で議論すべきであるということです。上田委員さんがおっしゃってるのは、これは集中的に議論したいというものを選び出したほうがいいということだと思いますが、それに関しての意見があれば、今お聞きし、それに時間をかけるというふうに臨んだらどうでしょうか。

【上田委員】 市民が思っているのは、7章のところかと思います。が直接自分たちに関係してくるので、条文で分けずに1つのくくりでしていただくとありがたいです。

【橋本委員】 この条例が施行されて、行政の主な取り組みの中で、ここが問題だという指摘があるかと思います。それを、課題、問題点、改正する部分等というのを前もってサジェスションいただくと、我々はもう少し作業がしやすくなるのでないかと思います。

【事務局】 庁内においても調査を行う予定をしておりますので、課題があるようであれば、盛り込みはさせていただきます。

【津田委員】 資料に生駒市の条例と他市の条例の比較がありますが、新たに条文的に加わった項目というのは、項目的には危機管理、公益目的通報の条文があり、あとは、条文が改正された項目がどういう意味合いで改正されているのか、あるいは解説の変更がどういう意味で解説の変更になって

いるのか、その辺を資料としてはつけていただいているので、細かく見ていけば、流れは分かるのかなと思います。条文的には、そういうチェックができていくのかと思いますが、一番の問題は中身が、本来のこの目的に従って運用されているかどうか。あるいは、運用されるためにはこういう方法が必要ではないのかなという、その発想ですね。そこが生まれる必要があると思います。だから、それは先ほどから話のように、現段階で行政側が問題としている部分、あるいは委員が現状の施行の中で問題視している、あるいは積極的にこの辺を進めてほしいというような意味合いの部分を出していければいいのかなと思います。

【中川委員長】 そのとおりだと思います。

【樋口委員】 まず、進め方ですが、具体的に条例に則してやっていることというのは、割と判断しやすい。この条文に対してこれをやってきて、だからどうだというのは非常に話がしやすいですが、総論の部分、例えば第1章の総則とか、それは多分各論の積み上げの上で議論した方がいいんだろうということがあるので、順番として、各論からまず見ていき、それらを検証した後に総論に戻る。総論として、各論の問題提起なり、あるいは、こうしたらどうかというものが含まれるものになっているのかどうかという検証の仕方がいいのではないかなと思います。

それと、議会の部分については、議会基本条例なども作りましたので、そのあたり、具体的にどう運用されてというようなところは、こちらでもお手伝いをさせていただきたいというふうに思います。

【中川委員長】 総論部分は、1章、2章、3章ぐらいまでかと思いますが、3章までは最後にと。議会については、樋口委員がおられるので、議会基本条例の中身と照らしあわせ、書き漏れがある等からかいうのを、むしろ樋口委員から御提起いただいた方が話は早いので、そうすると、4章はさほど時間を難しかけることはなく、5、6、7章が議論する中心かと。割り振りしたら4、5で1回、6で1回、7で1回、それから8及び総論で1回ぐらいですね。

【野口委員】 今、話があったように、1、2、3章は最後で、7章は時間がかかりそうなので、1回がいいのかと思います。

【澤井委員】 自治基本条例というのは、ある意味で憲法みたいなもので、一たん制定した以上は条文的には維持した方がいいと思います。5章は訓示規定みたいなものなのでそのままでいいような気がします。なので、今現在動いているというか、あるいは動くべきものというところを結構中心にした方がいいのでないか、その点では7章だと思います。市民協働、それが全体の基礎ですから、そのところを深掘りした方がいいのでないかと。ですから、市民参画と市民自治と、市民自治協議会の進行状況とか。この規定の仕方からいうと、ほとんど改正の必要はないかと思いますが、具体的な規定がもっと必要になってきますよね。そういうふうな構造になっているので、議論の焦点をどこにするか、絞り方が必要だと思う。

【中川委員長】 総論を最後へというのは、達見だと思います。各論をずっと押さえて、総論の書き方で何か抜けてないかということをチェックすればいいです。澤井委員がおっしゃったように、最高規範であるという性格から考えると、ころころ変えて、不備がございました、ごめんなさいという態度は示すべきでないと思います。ただ、皆さんの議論なりたいポイントはあると思います。確認していきたい部分をもう少し深めていきたいと、それが例えば参画であるとか、市民自治協議会であるとかであるし、条例案のままの市民投票ですね。これについてのスタンスは決めないといけないと思いますので、そういう重点課題については確認しておいた方がいいと思います。

あと、澤井委員もおっしゃったのですが、個別条例、それを受けた手続条例的なものの整備が必要な条例というのはあると思いますが、それに関しては、手続条例が必要だという答えまで出す必要が

あるのかないのかとか、あるいは現行の条文に不備はないと、ただあとは行政が手続条例もしくは手続規則を作ったらいいいという意見でとめたらいいいのか、そういうことをまた御示唆ください。言うのは自由ですが、報告書として載せるかどうか。特に、市民投票に関しては、提言を出しましたが、とまっています。これは、市民の中にそれだけの議論が、巻き起こっていない部分もあると思います。事務局も御苦労なさったこともありましたが、一部では反対に関する意見があって、それを作ろうと頑張ってきた人たちは何の反応もないというのが、どうも不思議なので、ならば個別条例を作るのはとめておいた方がいい、もう一度市民自身が考えなさいという気持ちですが、その辺のスタンスもここで決めていくと思います。

【樋口委員】 条例の見直しをするかしないかというのが、最終のアウトプットということにはなりますが、澤井委員おっしゃったように、憲法みたいなもので、余りこころと変えるものでもないし、変わり得るものでもないだろうというところを踏まえて考えれば、この条例を具体的に前へ向いて進めていくために、何をもう少し追加していったらいいいのかというようなところを、できるだけたくさん議論ができればいいなというふうに思っているのと、そのあたりのまとめを、提言書的に施策に落とし込めというような形で出させていただければ、実のあるものになるのではないかと思います。

【中川委員長】 それは前例として他の自治体でもそういうスタイルがありますよね。特段、不備はないと。しかし、市民自治が浸透しているとは言えないという現状があるとか、そういう意味での施策の積極的な展開が必要というような内容を盛り込んだ報告であってでもいいですね。

では、そういう進め方でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

— 了 —